

(公財) 佐賀県芸術文化協会事業費助成金交付要領

平成24年11月30日	一部改正
平成25年 6月13日	一部改正
平成31年 3月26日	一部改正
令和 4年 5月11日	一部改正
令和 6年 5月23日	一部改正

1 趣 旨

この要領は、(公財) 佐賀県芸術文化協会事業費助成金(以下「協会助成金」という)交付の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象事業者

助成対象事業者は、佐賀県芸術文化協会に加盟する団体及び、県内で活動する文化団体や個人とする。

3 助成金の種類・上限金額・対象経費

(1) 文化団体事業助成(団体)

- ・佐賀県における芸術文化の振興に貢献すると認められる特色のある新規事業。

※招聘事業は対象外

- ・5年ごと、10年ごとの周年事業、記念事業。

※毎年開催する定期的、定例的な事業は対象外

上限金額 400千円

総事業費のうち助成対象経費計の1/2で、かつ自己資金の2/3以内とする

対象経費 別紙1参照

(2) 若手・新人バックアップ助成(個人、もしくは団体)

- ・概ね30歳までの若手が主催する、個展、グループ展、舞台公演等。

※1人1回

上限金額 100千円

対象経費 会場使用料のみ対象とする

(3) 芸術文化講座助成(地域団体)

- ・地域文化団体が開催する芸術文化講座。

※連続しての申請は不可、最低2年あける

上限金額 15千円

対象経費 講師謝金のみ対象とする

4 助成事業の申請から決定請求まで

(1) 申請

協会助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書(別紙2)によりあらかじめ協会理事長へ申請しなければならない。

合わせて、事業の内容が分かるよう事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(2) 採択

申請事業の採択は協会運営委員会において審査を行い、適当と認められたものを助成事業として決定する。

(3) 決定の通知

協会理事長は運営委員会での決定後、その内容を速やかに事業者に通知する。

その際、助成額についても、交付予定金額を通知するものとし、減額及び不採択についてはその理由も添付する。

(4) 事業の実施

事業者は事業計画書に基づき、事業を適切に実施する。

(5) 事業報告書の提出

事業の完了後は、速やかに実績報告（別紙 3）、収支決算書等の関係書類を、協会理事長へ提出しなければならない。

(6) 助成額の決定

理事長は提出された事業報告書を精査し、助成金の額の決定通知を行う。

(7) 請求書の提出

額の決定通知を受けた事業者は、交付請求書（別紙 4）を協会へ提出する。

(8) 支払い

協会は事業者から提出された請求書に基づき、速やかに支払いを行うものとする。

5 助成金交付の条件

(1) 助成事業を中止する場合は、協会理事長へ届け出をしなければならない。

(2) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業終了後 5 年間保管しなければならない。

(3) 助成対象経費の 2 割を超える減額を行う場合や、補助事業の目的や計画の実施に影響を及ぼすような事業内容の変更を行った場合には、交付決定した助成金を減額する。

(4) 助成金の交付申請、計画変更、実績報告に虚偽の申告、不正の事実があった場合、助成金を助成対象事業以外に使用した場合には、交付した助成金の返還を求める。